令和４年12月16日

保護者　様

御前崎市立浜岡北小学校長

インフルエンザによる出席停止の手続きの変更について

今冬の新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を見据えた医療機関のひっ迫を回避するため、令和４年12月から市内の幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校では、インフルエンザによる出席停止の手続きが変更されます。

主な変更点は、医師による「インフルエンザ罹患証明書」の発行が廃止になり、「インフルエンザ経過報告書」の様式に保護者の方が必要事項を記入するのみとなります。（下記参照）

　なお、手続きの変更は**「インフルエンザで医療機関を受診する場合のみ」**となります。**その他の感染症で出席を停止する場合は、従来どおりの対応となります**。

記

〈従来の方法（11月末まで）〉

**〈新たな方法（12月から）〉**

インフルエンザ様症状発症

医療機関受診・インフルエンザの診断

発症後5日、かつ、解熱（37.4度以下）後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで自宅安静

インフルエンザ様症状発症

医療機関受診・インフルエンザの診断

発症後5日、かつ、解熱（37.4度以下）後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで自宅安静

1. 医療機関受診後、保護者の方が「インフルエンザ経過報告書」に症状出現日、医療機関診断日、医師からの注意事項を記入する

※様式はHPからダウンロードするか、学校からもらってください。

②記入後、学校（園）に受診結果を連絡する

①医療機関で「インフルエンザ罹患証明書」をもらう②医療機関受診後、学校（園）に受診結果を連絡する

発症日から測定日時、体温を記入

発症日からの測定日、体温を「インフルエンザ経過報告書」に記入

「インフルエンザ経過報告書」を持って登校（園）

「インフルエンザ罹患証明書」を持って登校（園）

※掛川市内・菊川市内・御前崎市内の医療機関は同じ対応となります。不明な点は各学校（園）へお問い合わせください。

担当：養護教諭　石原

電話：８６－３３６４